

主な諸官庁届出書類

書類の名称		提出先	提出期限	備考
労災関係	労働保険関係成立届	労基署	10日以内	
	労働保険代理人選任届	〃	延滞なく	
	労災保険概算保険料申告書・納付書	〃	20日以内	
	労災保険下請負人を事業主とする認可申請書	〃	10日以内	
雇保関係	雇用保険適用事業所設置届	職安所	10日以内	
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任届	〃	速やかに	
	雇用保険被保険者資格取得届	〃	雇入れの日の翌月10日まで	
	労働保険概算保険料申告書・納付書	〃	20日以内	
土建・国保規約等	事業場加入届	土建国保組	都 度	
	第2種組合員加入届	〃	〃	
	第2種組合員加入総括表	〃	〃	
	日雇健保適用除外承認申請書	社保事務所	〃	
所得税法	給与支払事務所等の開設届出書	税務署	1ヵ月以内	
消防法	防火対象物使用届 防火管理者選任届	消防署長	使用開始前	
国産有財	道路境界査定願	都道府県庁	建物位置確定の2～3月前	
道路法	道路占用許可申請書	道路管理者	15～30日前	
	自費工事願	道路管理者及び警察署	工事30日前	ガードレール等の一時撤去、歩道防護
	沿道掘削願	道路管理者	30日前	
道路交通法	道路使用許可申請書	警察署	15～30日前	使用範囲 ○歩道がある場合歩道幅の1/3以下又は1m以内 ○歩道がない場合車道幅の1/8以下又は1m以内
騒音規制法	特定建設作業実施届出書	特定行政庁(市町村長)	作業開始7日前	杭打ち、ブレーカー、H.T.B締め等
電気事業法	仮設電力自家用電気使用申込書	電力会社	使用30日前	自家用電気工作物(契約電力量50kW以上)を設置し、又は変更しようとする時
	電気設備設置届 保安規定変更届	消防署 通産局		
その他	埋設物立会依頼書 埋設物巡回点検簿 打合せ記録簿			

諸官庁への届出

書類の名称		提出先	提出期限	備 考
(1) 工事開始時				
労働基準法関係	適用事業報告	労働基準監督署長	遅滞なく	法の適用を受ける事業場を新設したとき
	一せいで休憩除外許可申請書	〃	事前に	全労働者に一せいで休憩を与えることができないとき
	時間外及び休日の労働に関する協定届	〃	〃	<ul style="list-style-type: none"> 一日及び一日を超える一定の期間について時間外又は休日に労働させる場合 労働者代表との協定書添付
	断続的な宿直又は日直許可申請書	〃	〃	宿直又は日直の勤務につかせようとするとき
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	〃	〃	夜警、炊事等の監視又は断続的労働に従事する者について労働時間、休憩及び休日の適用の除外を受けようとするとき
	就業規則届	〃	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> 常時10人以上の労働者を使用するとき 労働者代表の意見書添付 就業規則を備え付ける等の方法によって周知させる。(法106)
	寄宿舍設置届	〃	工事着手14日前まで	<ul style="list-style-type: none"> 常時10人以上の労働者を就業させる事業、原動機の定格出力合計2.2kW以上使用する事業、安衛則別表第8に掲げる業務を行う使用者が寄宿舍を設置するとき(労基則50の2)
	寄宿舍規則届	〃	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 寄宿労働者代表の同意書添付 他人の所有に係る寄宿舍を使用の場合は賃借契約の書類を添付 寄宿舍規則を寄宿舍に備え付ける等の方法によって周知させる。(法106)
労働安全衛生法関係	建設工事計画届	厚生労働大臣	工事開始の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる仕事を開始しようとするとき (1)高さ300m以上の塔の建設 (2)堤高150m以上のダムの建設 (3)最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁の建設 (4)長さが3,000m以上のずい道等の建設 (5)長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設で深さ50m以上の立坑(通路として使用されるものに限る。)の掘削を伴うもの (6)ゲージ圧力3 kgf/cm²以上の圧気工法の作業

諸官庁への届出

	書類の名称	提出先	提出期限	備考
労働安全衛生法関係	建設工事計画届	労働基準監督署長	仕事開始の14日前まで	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる仕事を開始しようとするとき (1)高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊 (2)最大支間50m以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊 (3)ずい道等の建設、改造、解体又は破壊 (4)掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業 (5)圧気工法による作業
	土石採取計画届	〃	作業開始の14日前まで	掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業
	建設物、機械等設置・移転・変更届	労働基準監督署長	設置30日前	安衛則別表第7上欄に掲げる機械等を設置するとき
	特定元方事業者の事業開始報告（統括安全衛生責任者選任報告） （元方安全衛生管理者選任報告）	〃	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> 特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場合で行われるとき 事業者の労働者数が関係下請負人の労働者も含めて常時50人（ずい道等の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあっては、常時30人）以上となるときは、統括安全衛生責任者を選任し、その旨と氏名を記載する
	安全衛生責任者選任報告	特定元方事業者	〃	統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で、下請として仕事をする場合
	共同企業体代表者届	労働基準監督署長を経由して労働基準局長	仕事開始の14日前まで	JV工事の場合、出資割合その他施工上の責任程度を考慮して、そのうち一人を代表者として選任
	総括安全衛生管理者、安全管理者選任報告	労働基準監督署長	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> 建設業で常時100人以上の労働者を使用するとき（総括安全衛生管理者） 常時50人以上の労働者を使用するとき（安全管理者）
	衛生管理者、産業医選任報告	〃	〃	<ul style="list-style-type: none"> 常時50人以上の労働者を使用するとき 衛生管理者免許証の写、医師免許証の写を添付
	救護に関する技術的事項を管理する者の選任報告	〃	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ずい道等の建設の仕事で出入口から1,000m以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが50m以上となる立坑（通路用に限る。）の掘削を伴うものについて救護に関し必要な機械等を備え付けるときまでに選任 圧気工法による作業の仕事で、ゲージ圧力1 kgf/cm²で行うこととなるまでに選任 事業場の専属の者を選任

諸官庁への届出

書類の名称	提出先	提出期限	備考	
(2) 工事中				
労働安全衛生法関係	就業規則変更届	労働基準監督署長	速やかに	
	共同企業体代表者変更届	労働基準監督署長を経由して労働基準局長	遅滞なく	
	安全管理者選任報告	労働基準監督署長	14日以内に選任し、遅滞なく	常時50人以上の労働者を使用するに致ったとき
	衛生管理者、産業医選任報告	〃	〃	〃
	建設物、機械等設置・移転・変更届	〃	変更の30日前まで	
	事故報告書	〃	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場又はその附属建設内で火災、爆発、倒壊等の事故が発生したとき ・事故の発生した事業場又は附属建設物を管理する事業者が作成し提出
	労働者死傷病報告	〃	遅滞なく休業4日未満のときは、4半期ごとに	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、休業したとき
	クレーン設置届	〃	30日前まで	
	<ul style="list-style-type: none"> 〔クレーン〕 〔デリック〕 〔エレベーター〕 〔建設用リフト〕 落成申請検査書	〃	あらかじめ	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事が落成したとき ・荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立会う
	<ul style="list-style-type: none"> 〔クレーン〕 〔移動式クレーン〕 設置報告書	〃	〃	(1)つり上げ荷重が0.5t以上3.t未満(スタッカー式は0.5t以上1.t未満)のクレーンを設置しようとするとき (2)つり上げ荷重が3.t以上の移動式クレーンを設置しようとするとき
<ul style="list-style-type: none"> 〔クレーン〕 〔移動式クレーン〕 〔デリック〕 〔エレベーター〕 〔建設用リフト〕 変更届	〃	変更工事の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの機械ごとに、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするとき クレーン： 1. クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 移動式クレーン： 1. ジブその他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 7. 台車 	

諸官庁への届出

	書類の名称	提出先	提出期限	備考
労働安全衛生法関係	クレーン 移動式クレーン デリック エレベーター 建設用リフト 変更届	労働基準監督署長	変更工事の開始の日の30日前まで	デリック：1. マスト、ブーム、控えその他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 7. 基礎 エレベーター：1. 搬器又はカウンターウェイト 2. 巻上げ機又は原動機 3. ブレーキ 4. ワイヤロープ 5. 屋外の場合は昇降路塔、ガイドレール支持塔又は控え 建設用リフト：1. ガイドレール又は昇降路 2. 搬器 3. 原動機 4. ブレーキ 5. ウィンチ 6. ワイヤロープ
	クレーン 移動式クレーン デリック エレベーター 変更申請検査書	〃	あらかじめ	・それぞれの機械ごとに、部分を変更したものの検査を受けるとき
	デリック設置届	〃	30日前まで	
	デリック設置報告書	〃	あらかじめ	・つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき
	エレベーター設置届	〃	30日前まで	
	エレベーター設置報告書	〃	あらかじめ	・積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーターを設置するとき
	建設用リフト設置届	〃	30日前まで	・ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置するとき
	建設用リフト設置報告書	〃	あらかじめ	・ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフトを設置するとき
	クレーン等事故報告書	〃	遅滞なく	次の事故が発生したとき (1)クレーンの逸走、倒壊、落下又はジブの折損 (2)移動式クレーンの転倒、倒壊又はジブの折損 (3)デリックの倒壊又はブームの折損 (4)エレベーター又は建設用リフトの昇降路等の倒壊又は搬器の墜落 (5)簡易リフトの搬器の墜落 (6)クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトのワイヤロープの切断 (7)クレーン、移動式クレーン又は簡易リフトのつりチェーンの切断
持込機械等使用届	特定元方事業者	持込み時	(社)全国建設業協会統一様式による	